

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、保険医療機関の指定を受けています。
2. 厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行って診療を行っています。

機能強化加算
医療DX推進体制整備加算
時間外対応加算 I
がん性疼痛緩和指導管理料
ニコチン依存症管理料
在宅療養支援診療所3
がん治療連携指導料
在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料1
在宅がん医療総合診療料
CT撮影
外来・在宅ベースアップ評価料 I

3. 明細書の発行

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。
尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
明細書の発行を希望されない方、まとめでの発行を希望される方など相談くだされば個別対応致します。

4. 施設基準のうち、下記の届出加算等についての具体的内容

(1) 機能強化加算

- ・他の医療機関の受診歴及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・専門医師又は専門医療機関への紹介を行います
- ・健康相談の結果等の健康管理に係る相談に応じます
- ・保健・福祉サービスに関する相談に応じます
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います
夜間・休日など緊急時の問合せ: TEL0968(62)0405 伊藤医院
- ・医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できます

(2) 医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

(3) 一般名処方加算

- ・医薬品の供給状況や令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に説明いたします。

(4) 医療DX推進体制整備加算

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等活用して診療を実施しています
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報提供共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入検討しております。

(5) がん性疼痛緩和指導管理料

緩和ケアの経験を有する医師を配置しています。